

五監公告第7号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月14日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

地域振興課

3. 監査の期間

平成29年1月31日～平成29年2月22日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 郵便切手は金券であり、適切な管理・執行が求められる。切手受払簿に登載漏れがないよう、適正な事務処理に努められたい。	指摘のありました郵便切手も含め、再度切手の残高を確認し、併せて受払簿との突合を行いました。 今後は、適切な管理に努めてまいります。
② 財産使用において、行政財産使用許可申請書及び同使用許可書や同減免決定通知書について、その算定使用料に不均衡が生じている事例が見受けられた。 適正な事務処理に努められたい。	使用料算定に用いる数値を確認・訂正し、再計算を行いました。その差額につきましては、速やかに還付の手続きを取ります。 今後は、このような誤りがないよう複数人で確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。
③ 五泉市文書規程第24条（起案書の使用要領）、第30条（決裁月日の記入）、第50条（簿冊の登録及び作成）に基づく文書及び簿冊の作成が徹底されていない。 規程に基づく適正な事務処理に努められたい。	簿冊につきましては、文書規程に基づき適正に作成しました。 今後は、十分な確認と適正な事務処理に努めてまいります。